

○環境省令第四号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）及び大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百七十五号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三日

環境大臣 山口 壯

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(伝熱面積)</p> <p>第二条 令別表第一の二二の項の下欄に掲げる伝熱面積の算定方法は、日本産業規格 B 八二〇一及び B 八二〇三の伝熱面積の項で定めるところによる。</p>	<p>(伝熱面積)</p> <p>第二条 令別表第一の一の項の下欄に掲げる伝熱面積の算定方法は、日本産業規格 B 八二〇一及び B 八二〇三の伝熱面積の項で定めるところによる。</p>

様式第3の6

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事  
市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名  
届出者

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定に  
より、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種別	※施設番号	
水銀排出施設の構造	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。	
備考	※備考	

- 備考 1 水銀排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。  
3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。  
5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

様式第3の6

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事  
市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名  
届出者

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定に  
より、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種別	※施設番号	
水銀排出施設の構造	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。	
備考	※備考	

- 備考 1 水銀排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。  
2 ※印の欄には、記載しないこと。  
3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。  
5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

別紙 1

## 水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
名称及び型式		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
規 模	(削る)	
	燃料の燃焼能力 (重油換算L/h)	
	原料の処理能力 (t/h)	
	火格子面積又は羽口面断面積 ( $m^2$ )	
	変圧器の定格容量 (KVA)	
燃 却 能 力 (kg/h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

別紙 2・3 (略)

別紙 1

## 水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号		
名称及び型式		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
規 模	伝 熱 面 積 ( $m^2$ )	
	燃料の燃焼能力 (重油換算L/h)	
	原料の処理能力 (t/h)	
	火格子面積又は羽口面断面積 ( $m^2$ )	
	変圧器の定格容量 (KVA)	
燃 却 能 力 (kg/h)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

別紙 2・3 (略)

(大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正)

第二条 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令(令和二年環境省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則第十六条の十の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(解体等工事に係る調査の結果の報告)</p> <p>第十六条の十一 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。</p> <p>一 建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもの</p> <p>二 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金(解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第五号において同じ。)の合計額が百万円以上であるもの</p>	<p>(新設)</p>

三 工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

2 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。

一 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項

三 解体等工事の実施の期間

四 解体等工事が前項第一号に掲げる建設工事に該当するときは、同号に規定する作業の対象となる床面積の合計

五 解体等工事が前項第二号又は第三号に掲げる建設工事に該当するときは、これらの規定に規定する作業の請負代金の合計額

六 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類

七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、そ

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p style="text-align: center;">の旨）及び該当しないときは、その根拠の概要</p> <p>八 解体等工事が特定工事に該当するときは、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始時期</p> <p>3 建築物等の解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、第一項の規定を適用する。</p> <p>4 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法により行うものとする。ただし、電子情報処理組織の使用が困難な場合は、様式第三の四による報告書によつて行うことをもつてこれに代えることができる。</p>	

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の三の次に一様式を加える改正規定を次のように改める。

事前調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事  
市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに  
報告者 法人にあつては、その代表者  
の氏名

電話番号  
メールアドレス

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	〒	—	
解体等工事の場所	〒	—	
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日	※整理番号	年 月 日
特定粉じん排出等作業の開始時期		※受理年月日	
建築物等の設置の工事に着手した年月日	年 月 日	※審査結果	
建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） （木造・RC造・S造・その他） 延べ面積 ㎡ 階数（地上 階、地下 階） その他工作物		

(新設)



解体の作業の対象となる床面積の合計		※備考
解体・改造又は補修の作業の請負代金の合計		
事前調査を終了した年月日	年 月 日	
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏名	
分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	講習実施機関の名称	
	(一般・特定・一戸建て等・その他)	

建築材料の種類	事前調査の結果		特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠
	石綿有	石綿無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①目視 ②設計図書等(①を除く。) ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
ハルツセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>

- 備考
- 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
  - 2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第 4 項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
  - 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
  - 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 5 第 2 号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
  - 5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
  - 6 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の五の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

様式第3の6

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事  
殿  
市

届出者  
氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類		※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。	※備考	
備考	事項		

- 備考 1 水銀排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。
- 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

様式第3の5

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事  
殿  
市

届出者  
氏名又は名称及び住所並びに  
法人にあつてはその代表者の  
氏名

大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類		※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審査結果	
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。	※備考	
備考	事項		

- 備考 1 水銀排出施設の種類欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とする。
- 5 参考事項の欄に、施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1～3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1～3の全部又は一部を省略することができる。

## 水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号				
名称及び型式				
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
規 模	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )			
	燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)			
	原料の処理能力 (t/h)			
	火格子面積又は羽口断面面積 (m <sup>2</sup> )			
変圧器の定格容量 (kVA)				
焼却能力 (kg/h)				

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第 1 による届出年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第 13 条に規定する市長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

別紙 2 (略)

## 水銀排出施設の構造

工場又は事業場における施設番号				
名称及び型式				
設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
規 模	伝熱面積 (m <sup>2</sup> )			
	燃料の燃焼能力 (重油換算 L/h)			
	原料の処理能力 (t/h)			
	火格子面積又は羽口断面面積 (m <sup>2</sup> )			
変圧器の定格容量 (kVA)				
焼却能力 (kg/h)				

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A 4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、参考事項の欄に、施行規則様式第 2 による受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第 13 条に規定する市長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

別紙 2 (略)

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式			
設置	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始	年 月 日	年 月 日	年 月 日
処理	排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	湿り	最大
		乾き	通常
排出ガス温度 (℃)	処理前	最大	最大
		通常	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)	処理後		
水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> )	全水銀	処理前	
		処理後	
力	捕集効率 (%)	ガス状	
		粒子状	
使用状況	1日及び月の使用日数	時間/回	時 時
		日/月	日/月
備考	季節	変更	動

備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日、それぞれ記載すること。  
 2 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項における「標準状態」という）、における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。  
 3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とする。法を記入した概要図を添付する場合であつて、都道府県知事又は大气污染防治法施行令第13条に規定する市の長が当該概要図及び概要図の添付を省略することができる。  
 4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付する場合であつて、都道府県知事又は大气污染防治法施行令第13条に規定する市の長が当該概要図及び概要図の添付を省略することができる。  
 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付する場合であつて、都道府県知事又は大气污染防治法施行令第13条に規定する市の長が当該概要図及び概要図の添付を省略することができる。

水銀等の処理の方法

水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号			
水銀等の処理施設の種類、名称及び型式			
設置	年 月 日	年 月 日	年 月 日
着手	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用開始	年 月 日	年 月 日	年 月 日
処理	排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	湿り	最大
		乾き	通常
排出ガス温度 (℃)	処理前	最大	最大
		通常	通常
排出ガス中の酸素濃度 (%)	処理後		
水銀濃度 (μg/m <sup>3</sup> )	全水銀	処理前	
		処理後	
力	捕集効率 (%)	ガス状	
		粒子状	
使用状況	1日及び月の使用日数	時間/回	時 時
		日/月	日/月
備考	季節	変更	動

備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日、着手予定年月日、それぞれ記載すること。  
 2 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態（この項における「標準状態」という）、における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとす。  
 3 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とする。法を記入した概要図を添付する場合であつて、都道府県知事又は大气污染防治法施行令第13条に規定する市の長が当該概要図及び概要図の添付を省略することができる。  
 4 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付する場合であつて、都道府県知事又は大气污染防治法施行令第13条に規定する市の長が当該概要図及び概要図の添付を省略することができる。  
 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付する場合であつて、都道府県知事又は大气污染防治法施行令第13条に規定する市の長が当該概要図及び概要図の添付を省略することができる。

第三条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の四の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

様式第3の4

事前調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事  
殿  
市

氏名又は名称及び住所並びに  
報告者  
法人にあつては、その代表者  
の氏名

電話番号  
メールアドレス

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	〒	—	
解体等工事の場所	〒	—	
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自	年 月 日	至
特定粉じん排出等作業の開始時期			
建築物等の設置の工事に着手した年月日	年	月	日
建築物等の概要 (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積㎡ 階数(地上 階、地下 階) その他工作物	※整理番号		
	※受理年月日	年 月 日	※審査結果

様式第3の4

事前調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事  
殿  
市

氏名又は名称及び住所並びに  
報告者  
法人にあつては、その代表者  
の氏名

電話番号  
メールアドレス

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	〒	—	
解体等工事の場所	〒	—	
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自	年 月 日	至
特定粉じん排出等作業の開始時期			
建築物等の設置の工事に着手した年月日	年	月	日
建築物等の概要 (木造・RC造・S造・その他) 延べ面積㎡ 階数(地上 階、地下 階) その他工作物	※整理番号		
	※受理年月日	年 月 日	※審査結果

解体の作業の対象となる床面積の合計		※備考
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計		
事前調査を終了した年月日	年 月 日	
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏 名 講習実施機関の名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)
分析による調査を行った箇所	分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	

建築材料の種類	事前調査の結果		特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠
	石綿有	石綿無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①目視 ②設計図書等(④を除く) ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
屋根用折板断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□

解体の作業の対象となる床面積の合計		※備考
解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計		
事前調査を終了した年月日	年 月 日	
書面による調査及び目視による調査を行った者	氏 名 講習実施機関の名称	(一般・特定・一戸建て等・その他)
分析による調査を行った箇所	分析による調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称	

建築材料の種類	事前調査の結果		特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠
	石綿有	石綿無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①目視 ②設計図書等(④を除く) ③分析 ④建築材料製造者による証明 ⑤建築材料の製造年月日
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
屋根用折板断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
耐火被覆材(吹付け材を除き、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
仕上塗材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
バルブセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
石膏ボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□ ⑤□



<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。</li> <li>2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づき講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。</li> <li>3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等を使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。</li> <li>4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 5 第 3 号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に關する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。</li> <li>5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。</li> <li>6 ※印の欄には、記載しないこと。</li> <li>7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。</li> </ol>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を伴う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。</li> <li>2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づき講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。</li> <li>3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、解体等工事の対象となる建築物等を使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。</li> <li>4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 5 第 2 号の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に關する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。</li> <li>5 特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。</li> <li>6 ※印の欄には、記載しないこと。</li> <li>7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。</li> </ol>
---	---

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

### (経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現にある同条による改正前の大気汚染防止法施行規則様式第三の六（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条による改正後の大気汚染防止法施行規則様式第三の六によるものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。